

「同意権」すら放棄したのは無責任 再稼働に同意しないでください

知事要請行動関係資料

2017年2月27日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

【1】山口祥義知事発言の経過

(1)2016年11月14日、知事定例記者会見

記者:「地元同意の範囲について今のお考えをお願いします。」

知事:「……もともと再稼働という問題については、法律でも協定でも特に要件になっているわけではないんです。ただ、国のエネルギー基本計画の中で、再稼働について国も前面に立ち、立地自治体等、関係者の理解と協力を得るよう取り組むとなされていることから、実際、我々、例えば私だとか、玄海町長だとか、そういった地元の皆さん方の意見をしっかりと理解と協力を得るようにしていこうというスキームの中でやっていることだと思うんです。そういったものというのは、国の責任においてなされるべきことだと、私はずっとかねてから、県として逃げるつもりは全くないけれども、国はしっかりと責任を果たしてもらいたいというところは言ってきたわけでありまして、今回設置変更許可で国が我々のほうに説明に来ますから、我々としての考え方、いろんな意見があります。そういったものについては、しっかりと我々のほうで表明した上で、国のほうでしっかりと決めてもらうということかなと思っています。」

(2)1月20日、知事から日下部聡資源エネルギー庁長官に対して

「今後、説明活動を具体的にどのように進めていくかなどについては、今後、副知事と調整していただきたいと考えておりますけれども、その際に、いわゆる地元の範囲については国が責任を持って明確に示していただきたいと考えています。」

(3)1月26日、小澤典明・資源エネルギー庁政策統括調整官から、副島良彦副知事に対して

「地元の範囲、説明を行う範囲についてということでございますが、原発の再稼働に関する理解活動にあたっては、立地自治体の佐賀県、玄海町のみならず、周辺自治体も含めて丁寧に対応する、丁寧に説明することが重要というように考えております。なお、国が同意を求めるとい意味での地元の範囲ということであれば、原発の再稼働について、法令上、同意を求めるとは要件になっておりません。従いまして、同意に関する地元の範囲をお示しするということは考えてございません。」

(4)2月14日、知事定例記者会見

記者:「今回、国はあくまでも説明の範囲が県の意向も含めて、地元の範囲イコール説明する範囲、それはすなわち県全体であるというような回答だったと思います。これは、説明の範囲ということで、国の説明に、知事は納得されているのかどうかということをお聞きしたいです。」

知事:「もともとこの話は、当初から若干ずれたところがあって、そもそも地元の範囲について、今回の協議の中でも国からは、国が同意を求めるとい意味であれば法令上同意を求めるとにはなっていないので、同意という範囲は概念として存在しないということが確認されたわけなんです。ですから、当初から、もともと同意権なるものは存在はしていないわけなんです。ただ、エネルギー計画で、国のほうは理解を求めていく、要は勝手にやらないと、地域のことを考えながらやりますよということを彼らの意思として決定しているものだから、どこまで求めるのという概念が漠然としてあったというのが事実だと思うんです。今回の中でも、いわゆる同意権というものは存在しないということはお互いで確認ができた。ただ、その理解を求めていくということに関しては、我々からすれば、そんな佐賀県民全部と言ったわけで、向こうもその努力はしていくということで一致したということだと思います。」

記者:「そのことは承知した上でですけども、そういう法令上の要件を満たさないということなんですが、これについて伊万里市長は、法的なバックボーンみたいなものをつくって、きちんとした地元同意というやり方は整備してほしいという要望をしていますけれども、これについての知事のお考えというのはいかがですか。」

知事:「これは、伊万里市長さんのお考えだと思うので、伊万里市長さんとして訴えていけばいいということだと思いますし、私は佐賀県知事として、やはり意見を求められていると思うので、しかるべきタイミングで私の判断は、佐賀県知事として示したいと思っています。」

(5)2月21日、佐賀新聞 知事コメント

知事:「国が法的に地元の範囲はないと言ったという趣旨で、お互いに何かを政策的に確認して同意したわけでもない」「今回同意権の議論までしてしまえば、再稼働と向き合う余裕がなくなる。」

【2】佐賀県内市町長の声

(1)2016年3月21日付佐賀新聞アンケート

佐賀県内全20市町のうち8割の16市町が、地元同意の範囲について「立地自治体より拡大」を求めた。

首長	地元同意の範囲
山口祥義知事	その他
秀島敏行・佐賀市長	その他
坂井俊之・唐津市長	その他
橋本康志・鳥栖市長	立地自治体とUPZ
横尾俊彦・多久市長	県内全自治体
塚部芳和・伊万里市長	立地自治体とUPZ
小松 政・武雄市長	立地自治体とUPZ
樋口久俊・鹿島市長	立地自治体とUPZ
江里口秀次・小城市長	立地自治体とUPZ
谷口太一郎・嬉野市長	その他
松本茂幸・神埼市長	県内全自治体
多良正裕・吉野ヶ里町長	立地自治体とUPZ
松田一也・基山町長	立地自治体とUPZ
武広勇平・上峰町長	その他
末安伸之・みやき町長	立地自治体とUPZ
岸本英雄・玄海町長	立地自治体
山口隆敏・有田町長	立地自治体
水川一哉・大町町長	県内全自治体
山田恭輔・江北町長	県内全自治体
田島健一・白石町長	県内全自治体
岩島正昭・太良町長	立地自治体とUPZ

<注:その他>

知事:国が決めるべき

唐津市長:唐津市も含まれるべき

嬉野市長:県内全自治体に加え、長崎県側との協議と拡大

(2)2017年2月23日付佐賀新聞、嬉野市長コメント

(国が「同意権なし」を明言した2月22日の武雄市での県民説明会の後)

「嬉野市長は、エネ庁が法的に地元の同意が必要ないことを明言したことに対して『はっきり言われて驚いた。事故があれば我々も避難する立場にあり、同意をとってほしい』と顔をしかめた。」

【3】「同意」と、安全協定上の「事前了解」について

(1)佐賀県と九州電力との安全協定

「原子力発電所の安全確保に関する協定書」
佐賀県及び玄海町(甲)、九州電力株式会社(乙)
(事前了解等)第4条 乙は、次に規定する場合は、事前に甲の了解を得るものとする。
(1) 発電用原子炉施設を変更しようとするとき。
(2) 土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。
(3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画(輸送上の安全対策を含む。)を策定しようとするとき。
(4) 廃止措置を講じようとするとき。

(2)鹿児島県と九州電力との安全協定

「川内原子力発電所に関する安全協定書」
鹿児島県(甲)、薩摩川内市(乙)、九州電力(丙)
(事前協議等)第6条
丙は、原子炉施設及び復水器の冷却に係る取放水施設を増設又は変更しようとするとき、並びに新核燃料、使用済核燃料及び放射性廃棄物の輸送計画(輸送上の安全対策を含む。)を策定しようとするときは、甲及び乙に対して事前に協議する。

<2014年4月4日の鹿児島県知事定例記者会見>

記者:原子力発電所の地元の範囲について、「薩摩川内市と県」ということを従来からおっしゃっていますが、ほかの自治体から「我々の意見も聞いてほしい」というような話が上がっていることについて、従来からの枠組みをこれから変えるつもりは今のところないか。

伊藤祐一郎・鹿児島県知事(当時):過去の経緯がありますし、協定書の中味についても今の文言で成立するのは、同意が必要なのは薩摩川内市と鹿児島県ですので、その立場を変えるつもりは全くありません。

(3) 立地自治体だけでなく、周辺自治体も「事前了解」等の対象となっている安全協定

「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」

北海道(甲)、泊村、共和町、岩内町及び神恵内村(乙)、北海道電力(丙)

(計画等に対する事前了解等) 第2条

原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を新增設し、変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙と協議し、事前に了解を得るものとする。

「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書」

静岡県並びに御前崎市、牧之原市、掛川市及び菊川市(甲)、中部電力(乙)

事前了解や同意権なし。

「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書」解釈書

11 その他一般事項

(1)事前了解 本協定には、原子炉施設の設置、変更等を行う場合における、いわゆる「事前了解」に関する規定がないが、これは、通報措置要領に基づいて事前に通報がされ、事前協議を通じて実質的に事前了解が担保されることによる。

【4】2013年の再稼働申請時に古川前知事が「事前了解」を不要としたことを引き継いだ山口知事

(1) 2013年7月12日の再稼働申請時の古川康知事(当時)の対応

2013年7月12日、九電が再稼働申請(原子炉設置変更許可申請書を国に提出)の際に、鹿児島県と薩摩川内市に対しては「事前了解事項」としたのに、佐賀県と玄海町に対しては事前了解の対象外とした。

<朝日新聞 2013年7月13日>

県原子力安全対策課によると、2週間前ほど前から九電と玄海町と協議し、今回申請する安全対策は事前了解の対象にせず、報告を受ける形で済ませることを11日に決めていたという。

同課によると、8日に施行された新しい規制基準で「原子炉施設」の幅は広がったが、12日の申請時点で安全対策工事はすべて着済みか整備済だったため「事前了解の対象にならない」と判断したという。また「新基準のもとでは、そもそも原子炉施設として認定されていないという「理屈」も対象外にした根拠という。

<古川康前知事 2013年10月2日佐賀県議会原子力特別委員会>

「規制基準で設置が要求されている施設は既に工事が着手されており、安全協定に基づく事前了解にはなじまない」

(2) 古川知事の姿勢を引き継いだ山口知事の対応

<山口知事就任後最初の定例県議会、原子力安全対策等特別委員会(2015年3月4日)>

167:○山口知事=この安全協定ということになりますと、事前了解を盛り込んだ内容になると思うんですけども、この安全協定の中には再稼働の項目はありません。ありませんので、安全協定と再稼働の手続が直接リンクするものとは考えておりません。

(3) 2017年1月30日、瓜生道明九州電力社長記者会見

記者:地元同意について、佐賀県は「安全協定上の事前了解に該当しない」との立場のようだが、お互い事前了解でないということで、何らかの申し合わせがあったのか。

瓜生社長:平成25年7月12日の玄海原発3・4号機の規制委員会適合申請時に、佐賀県と玄海町と私どもで整理した。私どもは「川内原発はそうなっている(事前了解)」と言ったつもりだが、佐賀県が対象外にしようということで事前項目に入らなかった。(HP動画より)